別図第1号中「(別表第3号14、34及び35関係)」を「(別表第3号14、35及び36関係)」に改め、同図の5中「送信設備」の次に「のうちＦ１Ｄ電波を使用するもの」を加える。

別図第四号の九の5を次のように改める。

5　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＤ型の送信設備の位相雑音のレベル

(1)　Ｆ１Ｄ電波を使用するもの

(2)　Ｇ１Ｄ電波を使用するもの

別図第七号中「及びＡＣＡＳが送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信号送信設備が送信する質問信号」を「、質問信号送信設備及びＡＣＡＳが送信する質問信号及び抑圧信号」に改め、同図2の注7中「ＡＣＡＳにおいて、モードＣ応答」を「質問信号送信設備及びＡＣＡＳにあつては、応答」に改め、「モードＣ又はモードＣ一括の」を削る。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第三条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表船舶自動識別装置の機器の項中「及びＦ２Ｂ電波156.525MHzを使用する」を「までを使用し、Ｆ２Ｂ電波156.525MHzを受信する」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に型式について総務大臣の行う検定（以下「型式検定」という。）に合格している船舶自動識別装置に係る無線設備の条件は、第二条による改正後の設備規則第四十一条第四項及び第四十五条の三の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、当該無線設備に係る型式検定の合格の効力は、この省令の施行後においても、なお有効とする。

○環境省令第十五号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十四、第十八条の十五第三項並びに第十八条の十七第一項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月七日

環境大臣　石原　伸晃

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項第三号を削り、同項第四号中「届出をする者」を「特定工事を施工する者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第十六条の四第一号ニ中「現場責任者」を「特定工事を施工する者の現場責任者」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十六条の四の次に次の六条を加える。

（特定工事に該当しないことが明らかな建設工事）

第十六条の五　法第十八条の十七第一項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

一　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

二　建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

（解体等工事に係る説明の時期）

第十六条の六　法第十八条の十七第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。